

## はしがき

法学・法律学に限らず、およそ学問を学ぶうえで、その学問がどのような性格をもち何のために学ぶかを知っておくことが、学習への意欲と能率を高めることは言うまでもない。ところが、法社会学の場合には、実定法学に対する基礎法学の一つであり、社会現象としての法が社会の中でどのようなかたちで存在し、他の諸因子と絡み合って作用しているのかを経験科学的方法で解明する学問である、という「一応の共通理解」はあるものの、実際の研究の対象や手法はさまざまである。「法社会学者の数だけ法社会学がある」と言われる所以である。

そのため、憲法や民法であるような「標準的なテキスト」はいまだ存在しておらず、はじめて法社会学を学ぶ者には、どこか頼りなく感じられるかもしれない。しかし、このことを裏返せば、法社会学が「パンのための学問」ではなく、自由闊達な議論を呼び起こす創造的な学問であることの証だと考えることもできるだろう。

もともと、法社会学は、ローマ帝国以来続いてきた帝国支配が名実ともに崩壊した20世紀初頭のヨーロッパにおいて、「概念法学」に対抗する「自由法学」とともに、その方法論として誕生したと言われている。当時の日本は、資本主義経済の発展に伴う社会矛盾が激化した大正デモクラシー時代を迎えていた。その時代状況が、法社会学を導入する契機となり、かつ、それが展開される土壌となったことは、法社会学という学問の性格の一端を示している。

それから1世紀を経た現在、哲学者・梅原猛氏が「文明災」と呼んだ原発事故が起き、近代文明は根本からの見直しを迫られている。人々の価値観が変わり、既存の法と社会との間に亀裂が生じている今ほど、現実を見据えつつ、社会と法の関係をダイナミックに把握する法社会学の真価が発揮される時はないのではなからうか。

私達が、法律文化社から法社会学テキストを出版するのは、『社会と法——法社会学への接近』（1995年）、『レクチャー法社会学』（2001年）に続いて3冊

目となる。本書を含めこの3冊で取り上げてきたテーマやその著述には、この20年間の世相と私達の問題意識の変遷がはっきりと映し出されている。

1冊目は、比較的多くの素材を集め、「日本の法現象の具体的分析にもとづいて、そこからより普遍的な法社会学理論や方法論の構築」(『接近』)を目指していた。しかし、21世紀のとば口で出した2冊目では、「今日の日本社会、いや国際社会においては、むやみに体系性を求める以前に、今少しこの事象を見つめて、流れを知ること(流れを認めることではない)が必要ではないだろうか」(『レクチャー』)として、「今後予想される大きな変化」の方向性を見定め、その後の飛躍に備えることとした。

しかし、時代は私達の予想を遙かに超えてしまい、私達はいま目の前で展開している現実を避けて法を語るができなくなってしまった。東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故(3・11)をなぜ起こしてしまったのか、被災者・被害者を本当に救済できるのか、私たちの社会と法の在り方が厳しく問われている。深い悔恨の念を抱きながら、また、近代の国家や法の再検討という途方もなく大きな課題に身動きしながら、私たちがいまできることを形にしたのが本書である。

最後になるが、本書の企画立案から完成に至るまで、数年間にわたり粘り強く伴走していただいた法律文化社の秋山泰氏には深く御礼を申し上げたい。そして、故黒木三郎先生を始めとする法社会学の先達に敬意を表しつつ、本書を世に送り出したいと思う。

3・11から3回目の春を迎えて

塩谷弘康  
林 研三